

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号

永大産業株式会社

取締役社長 大道 正人

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成26年6月25日（水曜日）正午までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第80期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<http://www.eidai.com>)に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策などを背景に株価の上昇や円高の是正が進み、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが見られるなど緩やかな回復基調となりました。しかしながら、新興国経済の成長鈍化をはじめとする海外経済の下振れリスクや消費増税前の駆け込み需要による反動等が懸念され、先行きには不透明感が残りました。

住宅業界におきましては、低金利が続く中で、住宅ローン減税等の住宅取得支援策が実施され、消費増税前の駆け込み需要が顕在化したことで、新設住宅着工戸数は987千戸（前年度比10.6%増）となりました。

このような状況下、当社グループでは、地球環境に配慮しながら独自の製造技術を活かした新製品を開発して他社との差別化を図り、また短納期対応の製品を拡充するなど、顧客ニーズに合った製品の品揃えとサービスの一層の向上に努めました。

超高齢社会が進行する中、シニアマーケット向けに開発した「セーフケアプラス」製品群の拡充を最重点課題として取り組み、これまでの一般住宅向け製品に加えて、サービス付き高齢者向け住宅やシニア施設向けの製品を新たに発売しました。これらの製品は、当社大阪事業所内に開設した体感型ショールーム「大阪ファクトリーギャラリー」でルーム展示しております。生産工場の見学と合わせて提案し、「セーフケアプラス」製品群の浸透に努めております。

また、環境改善に貢献する新たな取組として、アスベストの処理薬剤を独自に開発し、環境測定から処理工事まで、安全に一貫して対応できる体制を整備しました。

一方、子会社のEidai Vietnam Co., Ltd. (ベトナム国ハナム省) では、ムクフローリング、シートフローリングに続き、挽き板フローリングの生産に向けた準備を進めるなど、生産品目の拡大に取り組みました。また、永大小名浜株式会社 (福島県いわき市) では、内装システム製品の生産能力を強化し、東日本の生産拠点としての機能を強化しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は65,977百万円（前連結会計年度比7.3%増）、経常利益は4,135百万円（前連結会計年度比75.0%増）、当期純利益は2,566百万円（前連結会計年度比53.2%増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

(住宅資材事業)

①シニアマーケット向け「セーフケアプラス」製品群の拡充

「セーフケアプラス」製品群の拡充の一環として、内装システム分野において、サービス付き高齢者向け住宅やシニア施設に対応する室内ドア・収納製品等を発売しました。主力シリーズのアーバンモードαと同等の色柄を設定しデザインも豊富に揃え、施設特有の無機質な空間ではなく上質なインテリアを実現しました。

②他社との差別化による販売シェア拡大への取組

建材分野では、木材利用ポイント事業の対象製品である「日本の森活性化フローリング 里床(ツキ板)」の拡販に努めました。さらに、天然木の持つ豊かな表情を再現したシートフローリング「リアルグレインアトム」を発売しました。

内装システム分野では、室内ドアやクロゼット等の内装製品の最上級シリーズである「アルティモード」に、鏡面調やうづくり調の新柄を追加し、上質で幅広いインテリアスタイルを提案しました。また、室内ドアとクロゼットにおいては、短納期対応の製品を拡充し、顧客ニーズに合致したサービスの提供に取り組みました。

住設分野では、空気環境に配慮した超低ホルムアルデヒドパーティクルボード「リラックス」を基材に使用したシステムキッチン「ラフィーナ エアプラス」の拡販に注力しました。また、同キッチンのパーツとして、臭いを吸収し、調湿効果がある化粧パネル「エアブリーズ」を発売しました。

③東日本の生産拠点強化

永大小名浜株式会社において、室内ドアを中心とする内装システム製品の生産能力を増強し、東日本の生産拠点としての機能を強化しました。

④Eidai Vietnam Co., Ltd. の生産品目拡大

Eidai Vietnam Co., Ltd. では、ムクフローリングに続いてシートフローリングの生産体制が安定しました。シートフローリングにおいては国内需要が旺盛であるため、生産シフトを増やして対応しております。さらに、多様な国内ニーズに対応するため、挽き板フローリングの生産準備に着手しました。

(木質ボード事業)

建築用途向けの需要が堅調に推移する中、増産体制を維持し、積極的な販売活動を展開しました。

特に、空気環境に配慮した超低ホルムアルデヒドパーティクルボード「リラックス」を基材に使用した製品を、主に文教施設や医療施設といった非住宅向けに提案し、販売を促進しました。

(その他事業)

当連結会計年度から、当社所有不動産の有効活用事業、環境事業の一環として取組を開始したアスベスト処理事業並びに太陽光発電事業を、独立したその他事業として区分しております。

事業別の売上高は以下のとおりであります。

区 分	第79期 前連結会計年度 (百万円)	第80期 当連結会計年度 (百万円)	前連結会計年度比 増減率 (%)
住 宅 資 材 事 業	53,752	58,145	8.2
木 質 ボ ー ド 事 業	7,700	7,739	0.5
そ の 他 事 業	55	93	69.3
合 計	61,508	65,977	7.3

(注) その他事業の区分に伴い、前連結会計年度の表示方法を変更しております。

変更の内容は、本招集ご通知27頁の「3. 表示方法の変更に関する注記」に記載のとおりです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は1,699百万円で、その主なものは当社会計システムにおける機能の追加、香川県高松市での賃貸マンション建設及び山口・平生事業所内に設置した太陽光発電システム等であります。なお、これらの設備投資はすべて自己資金を充当しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しにつきましては、消費増税による個人消費の落ち込みや海外経済の下振れリスク等による国内景気への影響が懸念されますが、政府の成長戦略に基づく経済政策に下支えされ、引き続き回復基調で推移すると考えております。

住宅業界におきましては、駆け込み需要の反動により一時的な減少は避けられないものの、住宅ローン減税の拡充やすまい給付金等の各種住宅取得支援策の効果により、大きな落ち込みはないと見込んでおります。しかしながら、平成27年10月に予定されている消費税率引き上げの影響や少子高齢化、世帯構成の変化をはじめとする社会の構造変化による新設住宅着工戸数の減少など、厳しい環境が予想されます。

このような環境下、当社グループでは、経営基盤の一層の強化を図るため、以下の施策に取り組んでまいります。

①シニアマーケットへの取組強化

今後の成長市場であるシニアマーケットの需要を取り込むために、サービス付き高齢者向け住宅やシニア施設向けの製品をさらに拡充し、拡販に繋げてまいります。

②ストック需要への対応

リフォーム市場や中古住宅流通市場等の住宅ストック需要は、政策支援により市場の拡大が見込まれます。これらの市場に対応するため、製品やサービス及び販売体制の拡充に注力してまいります。

③新製品開発

永年に渡って培ってきた木質加工技術・ステンレス加工技術を活かして、他社との差別化が図れる新製品の開発に取り組み、販売シェアの拡大に努めてまいります。

建材分野では、国産材を活用した新たな製品の開発に注力します。

内装システム分野では、鏡面調ラッピング技術を活かした製品を展開し、当社独自の鏡面ファッションの創出を目指してまいります。

④海外事業への取組強化

Eidai Vietnam Co.,Ltd.では、コスト面の強みを活かしながら、多様な国内ニーズに対応するため、生産品目の拡大を図ります。また、今後の成長が期待されるASEAN諸国への販売に向けて、ベトナムの生産拠点を活かした海外販売体制の構築を推進してまいります。

⑤原材料の価格変動への対応

当社の主要原材料であるフローリング用基材は、その大部分を海外から調達しているため、現地価格と為替変動の影響を受けます。当社では、これらの価格変動要因に対して、担当部門が定期的に現地へ赴き、原木の需給動向等の情報収集による長期見通しを策定し機動的に対応するとともに、調達先の多様化を図っております。また、国内では製品構成や原材料の仕様見直し等によるコスト低減を推進すると同時に、適正な販売価格の維持に努めてまいります。

以上のような取組により、環境の変化に迅速、機敏に対応すべく、より一層筋肉質な企業体質を構築してまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 77 期 (平成23年 3 月期)	第 78 期 (平成24年 3 月期)	第 79 期 (平成25年 3 月期)	第 80 期 (当連結会計年度) (平成26年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	58,617	59,801	61,508	65,977
経 常 利 益 (百万円)	1,603	972	2,363	4,135
当 期 純 利 益 (百万円)	1,358	612	1,674	2,566
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 金 額 (円)	29.56	13.33	36.45	55.85
総 資 産 (百万円)	59,350	61,312	63,670	65,909
純 資 産 (百万円)	38,875	39,395	41,176	43,353

(注) その他事業の区分に伴い、第79期の売上高に係る表示方法を変更しております。

変更の内容は、本招集ご通知27頁の「3. 表示方法の変更に関する注記」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
永 大 小 名 浜 株 式 会 社	337百万円	100.0%	素材パーティクルボード、内装システム製品、階段の製造・販売
Eidai Vietnam Co., Ltd.	11百万米ドル	100.0%	フローリングの製造

③ その他重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
エヌ・アンド・イー株式会社	3,750百万円	30.0%	MD F (中質繊維板) の製造・販売

(7) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

事業名	主な製品	
住宅資材事業	建材分野	フローリング、壁材、階段セット
	内装システム分野	室内ドア、造作材、クロゼット、シューズボックス その他内装部材
	住設分野	システムキッチン、バス、洗面台
木質ボード事業	パーティクルボード分野	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード MDF（中質繊維板）
その他事業	不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用） 環境事業（アスベスト処理工事、作業環境測定・分析、処理薬剤販売） 太陽光発電事業	

(8) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

- ① 本社 大阪市住之江区
② 営業所

名称	所在地
東北営業部 仙台営業所	仙台市若林区
東京営業部 東京西営業所	東京都立川市
関東営業部 埼玉営業所	さいたま市北区
中部営業部 名古屋営業所	名古屋市中川区
大阪営業部 大阪営業所	大阪市住之江区
中四国営業部 広島営業所	広島市西区
九州営業部 福岡営業所	福岡市博多区
東京特販営業部	東京都新宿区
大阪特販営業部	大阪市北区
営業開発部	東京都新宿区

③ 工場

名 称	所 在 地
山 口 ・ 平 生 事 業 所	山口県熊毛郡平生町
敦 賀 事 業 所	福 井 県 敦 賀 市
大 阪 事 業 所	大 阪 府 堺 市
永 大 小 名 浜 株 式 会 社	福 島 県 い わ き 市
Eidai Vietnam Co., Ltd.	ベトナム国ハナム省

(9) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,283 (324) 名	82 (14) 名

(注) 使用人数は就業者数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
866 (173) 名	△95(△13) 名	40.42歳	17.69年

(注) 1. 使用人数は就業者数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 使用人数が前事業年度末と比べて95名減少しておりますが、その主な理由は、当社から当社の非連結子会社への出向者数を除外したことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 46,783,800株 |
| (3) 株主数 | 2,544名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
永大産業取引先持株会	3,412千株	7.43%
住友林業株式会社	2,306千株	5.02%
大日本印刷株式会社	2,237千株	4.87%
永大産業従業員持株会	1,781千株	3.88%
株式会社りそな銀行	1,640千株	3.57%
トーヨーマテリア株式会社	1,550千株	3.37%
すてきナイスグループ株式会社	1,460千株	3.18%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,397千株	3.04%
双日建材株式会社	1,349千株	2.94%
J Kホールディングス株式会社	1,100千株	2.39%

（注）持株比率は自己株式（836,431株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役相談役	吉川 康 長	
代表取締役執行役員社長	大道 正 人	
取締役専務執行役員	木村 康 博	事業本部長
取締役常務執行役員	熊沢 衛 司	総務部長兼人事部長
取締役上席執行役員	枝園 統 博	営業本部長
取締役上席執行役員	植村 正 人	経営企画部長
常勤監査役	三上 恵 司	
常勤監査役	土居 幸 男	
監査役	今村 祐 嗣	国立大学法人京都大学名誉教授 公益社団法人日本木材保存協会会長
監査役	櫻田 典 子	弁護士法人三宅法律事務所弁護士

(注) 監査役のうち今村祐嗣及び櫻田典子の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位
山岸 正 明	平成25年6月27日	任期満了	取締役
米野 兼 史	平成25年6月27日	辞 任	常勤監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百 万 円)
取 締 役	7	178
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	5 (2)	41 (7)
合 計	12	219

(注) 取締役及び監査役の報酬の限度額は、平成19年6月28日開催の第73回定時株主総会において取締役については「年額3億6,000万円以内」、監査役については「年額6,000万円以内」と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 監査役今村祐嗣氏は、国立大学法人京都大学名誉教授及び公益社団法人日本木材保存協会会長を兼職しております。なお、当社は平成25年度に国立大学法人京都大学に学術研究助成のため30万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であるため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。また、当社は公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。
 - ・ 監査役櫻田典子氏は、弁護士法人三宅法律事務所弁護士を兼職しております。なお、当社は同法律事務所との間で顧問契約を締結しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・ 監査役今村祐嗣氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会14回のすべてにそれぞれ出席し、主に木質科学の専門的見地から議案審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当社は平成22年3月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
 - ・ 監査役櫻田典子氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会14回のすべてにそれぞれ出席し、主に弁護士としての専門的見地から決議事項の適法性を確保するための発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支払額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) ・当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

・Eidai Vietnam Co., Ltd. は、当社の会計監査人と同じKPMGのメンバーファームの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

システム導入におけるアドバイザー業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条第2項第3号に基づく手続業務に対し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しております。

なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の全ての役員は、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。この実践のため、「永大産業企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透を図り、横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ② 当社は取締役の職務執行を監査する権限を持つ監査役会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- (2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「永大産業企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
 - ② これらに基づき、法律や社内規定などの遵守にとどまらず、役員及び使用人の全てが同じ倫理観・価値観を共有し、広く社会に貢献する企業となり、当社の企業価値の向上を図る。
 - ③ 法令を遵守する経営の透明性とコンプライアンスの強化に向けて、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、社長を委員長、顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を設置し、より高い倫理観に基づいた事業活動を行うよう指導する。また、これらの活動は定期的にコンプライアンス委員会に報告されるものとする。
 - ④ 内部監査室は法務コンプライアンス室と連携して各部門の業務活動が法令及び会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを内部監査し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行う。
 - ⑤ 「内部通報者保護規程」に基づき、使用人等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報に対し、適正な処理を行う仕組みを構築する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行にかかる情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存する。

- ②その取扱いについては「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①「経営危機管理規程」に基づき、あらゆるリスクに備えた損失の未然防止と、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応を図る。
- ②事故発生時には、原則として総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等、専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速な危機の解決並びに回避を図る。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会にて重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規則」、「決裁権限基準」に規定する。
- ②経営方針及び経営戦略にかかわる重要事項については、毎月1回の経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて執行決定を行う。その他、経営陣の意思疎通と情報共有の円滑化のために執行役員会議等を開催し、迅速かつ的確な判断を下す体制を整える。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については「組織職制規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。
- (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、当社は「関係会社管理規程」に基づいて永大産業グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
- ②関係会社の経営状態を把握するため、各関係会社を管理する所管部門から、月次決算書を始め経営上の重要な情報を提出させ、関係役員、社長に回覧する。
- ③子会社の監査役は当社監査役又は取締役が監査役を兼務し、かつ、当社監査役が監査を行っており、子会社の内部監査は「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室が定期的実施する。
- ④当社は財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し運用する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人は任命されていないが、監査役に関する庶務事項については監査役の要請に基づいて、総務部長の指示に従い総務部員がこれを担当する。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査

- 役と協議のうえ、補助すべき使用人に関する体制を整備するものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加えて当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事項が発生する可能性、もしくは発生した場合は、その事実があればその都度報告する体制を構築する。
 - ②監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して上記内容の報告を求めることができることとする。
 - ③「内部通報者保護規程」により法務コンプライアンス室に通報された事項に関し、監査役が知るべき内容であれば監査役に情報が提供される体制を整える。
- (9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は各部門の往査報告書を関係取締役及び社長に提出し、監査結果を報告することとなっている。また、監査役は定期的に社長と監査内容について話し合い、意見交換を行うこととする。
 - ②社内の重要稟議書は決裁後全て監査役に回付され、問題点があれば関係者に監査役意見として指摘がなされ、監査役意見が実効する仕組みとなっており、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ③監査役は会計監査人及び内部監査室とそれぞれ期初に監査方針、監査計画等を打ち合わせるなど、定期的な会合を含み、緊密な関係を図ることで監査の実効を高めることとする。
 - ④内部監査室は「内部監査規程」に基づき、年間スケジュールに従って各部門の業務内容を監査し、監査結果は必要に応じて監査役に報告されることとする。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況
- ①当社は反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等）との関係を一切遮断する旨を、取締役会において決議し宣言している。
 - ②反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を絶対に行わないことを基本とし、排除に向けては、組織的な対応、外部専門機関（警察、顧問弁護士等）との連携及び有事における法的対応を基本原則とする。
 - ③反社会的勢力排除のための体制は、総務部が全社取組みの統括部門となり、各拠点には不当要求防止責任者を選任して所轄の警察署へ届出を行っている。

- ④統括部門では外部専門機関との緊密な連携関係及び情報の収集・管理体制の構築に努めるとともに、「反社会的勢力排除マニュアル」を作成して、組織体制を始め取組みの具体的内容について全従業員への周知徹底を図っている。さらに、取引先の属性チェックや取引基本契約書への暴力団排除条項の導入を一元管理する体制の構築を図っていくものとする。
- ⑤各拠点の不当要求防止責任者は、社内研修や外部機関の講習を受講して所属従業員への啓蒙を推進するとともに、不当要求を受けた際には統括部門と連携を図りながら毅然として対応する任を負う。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は平成20年5月26日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大規模買付行為に関する対応策の内容を決定し、同年6月27日開催の当社定時株主総会における第2号議案、第6号議案を通じて承認されました。

その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会における第3号議案の承認可決を経て更新されております（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）。

また、現プランは平成26年6月26日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成26年5月19日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主様のご承認を条件に、現プランを更新することを決定いたしました。

なお、詳細につきましては、本株主総会招集ご通知における株主総会参考書類第5号議案（54頁から78頁まで）、又は当社ホームページに記載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（参考URL <http://www.eidai.com/profile/data/20140519160001.pdf>）

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的取組

① 当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品の提供に努力を続けています。特に「木を活かし、よりよい暮らしを」の基本理念の下、地球、社会、人との共生を通じて環境保全に取り組み、サステナブルな木材資源や廃木材も製品の原材料として利用するなど、木材資源を循環させることによって環境への負荷を低減し、循環型社会の形成に寄与してまいりました。

当社グループの得意とする木質加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチしたマーケット・インの発想に基づく製品の開発に取り組んでおります。さらにベトナムに子会社を設立するなど、海外への事業展開を図り、コスト面の強みを活かした生産品目の拡大に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営の基本的課題であると認識し、その実現のために、経営監視機能の強化、企業倫理の確立、リスクマネジメント体制の構築、アカウンタビリティの充実、そして経営効率の向上に取り組んでおります。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

現プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入し更新されたものです。

現プランにおいては、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

(i)当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3)上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

①企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。

②現プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

ロ．当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

ハ．株主意思を重視するものであること

ニ．独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示

ホ．合理的な客観的発動要件の設定

ヘ．デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	49,115	流 動 負 債	19,279
現金及び預金	8,423	買掛金	12,886
受取手形及び売掛金	22,451	電子記録債務	121
電子記録債権	586	リース債務	40
有価証券	3,997	未払金	3,847
製品	4,630	未払費用	545
仕掛品	1,935	未払法人税等	1,116
原材料及び貯蔵品	4,395	未払消費税等	104
繰延税金資産	345	賞与引当金	567
未収入金	2,182	その他	49
その他	169		
貸倒引当金	△2		
固 定 資 産	16,793	固 定 負 債	3,276
有 形 固 定 資 産	10,460	リース債務	10
建物及び構築物	4,455	繰延税金負債	333
機械装置及び運搬具	2,084	退職給付に係る負債	2,350
土地	3,587	環境対策引当金	42
リース資産	48	資産除去債務	5
建設仮勘定	114	負ののれん	338
その他	170	長期預り保証金	107
無 形 固 定 資 産	293	その他	87
投資その他の資産	6,038	負 債 合 計	22,556
投資有価証券	3,890	(純 資 産 の 部)	
出資金	6	株 主 資 本	42,103
長期前払費用	358	資 本 金	3,285
繰延税金資産	200	資 本 剰 余 金	1,370
長期預金	1,000	利 益 剰 余 金	37,606
その他	601	自 己 株 式	△157
貸倒引当金	△19	その他の包括利益累計額	1,249
		その他有価証券評価差額金	1,132
		為替換算調整勘定	278
		退職給付に係る調整累計額	△161
		純 資 産 合 計	43,353
資 産 合 計	65,909	負 債 純 資 産 合 計	65,909

連結損益計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		65,977
売 上 原 総 利 益	利 益	48,464	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益	13,645	17,513
営 業 外 収 益	利 益		3,867
受 取 配 当 金	利 益	38	82
受 取 入 替 割 差	利 益	62	67
仕 為 負 持 分	利 益	74	46
雑 業 外 収 入	利 益	103	474
営 業 外 費 用	引 失	136	70
売 上 損 常 利 益	利 益		4,135
特 別 固 定 資 産 取 損	利 益	5	1
特 別 固 定 資 産 取 損	利 益	7	
減 損 除 却	引 失	33	40
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	利 益		4,101
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	引 失	1,454	
法 人 税 等 調 整 額	引 失	80	1,535
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	利 益		2,566
当 期 純 利 益	利 益		2,566

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
平成25年4月1日 期首残高	3,285	1,370	35,499	△157	39,997
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△459		△459
当期純利益			2,566		2,566
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,106	△0	2,106
平成26年3月31日 期末残高	3,285	1,370	37,606	△157	42,103
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成25年4月1日 期首残高	1,137	42	—	1,179	41,176
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△459
当期純利益					2,566
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△5	236	△161	69	69
連結会計年度中の変動額合計	△5	236	△161	69	2,176
平成26年3月31日 期末残高	1,132	278	△161	1,249	43,353

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 永大小名浜株式会社
Eidai Vietnam Co., Ltd.

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 永大スタッフサービス株式会社
永大テクノサポート株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 1社
- ・ 会社の名称 エヌ・アンド・イー株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 会社の名称 永大スタッフサービス株式会社
永大テクノサポート株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Eidai Vietnam Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ロ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ハ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ニ. デリバティブ 時価法
- ホ. たな卸資産
- ・製品、仕掛品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ハ．リース資産
 ・所有権移転外ファイナ
 ンス・リース取引に係
 るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ．長期前払費用
 均等償却しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ．貸倒引当金
 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ．賞与引当金
 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ．環境対策引当金
 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB処理費用等の支出に備えるため、今後発生することとなる支出見込額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ．ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段…為替予約
 ヘッジ対象…外貨建仕入債務
- ハ．ヘッジ方針
 為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ．ヘッジ有効性の評価方法
 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。
- ⑤ のれんの償却に関する事項
 平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんは、その効果の発現する期間にわたって均等に償却することとしております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度で一括償却しております。

⑥ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度末より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）

退職給付債務に基づき算定された額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更にもなう影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債を2,350百万円計上しております。また、その他の包括利益累計額が161百万円減少し、1株当たり純資産額は3.52円減少いたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において電子記録債権は流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました。今後、電子記録債権の増加が見込まれることから、実態をより適切に表示するため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において賃貸用不動産は投資その他の資産の「投資不動産」として表示しておりました。今後、不動産賃貸に係る収入の増加が見込まれることから、実態をより適切に表示するため、当連結会計年度より、有形固定資産の「建物及び構築物」、「土地」、「その他」、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで賃貸用不動産に係る受取賃貸料は営業外収益の「受取賃貸料」に、賃貸収入原価は営業外費用の「賃貸収入原価」に含めて表示しておりました。今後、不動産賃貸に係る収入の増加が見込まれることから、実態をより適切に表示するため、当連結会計年度より、それぞれ売上高、売上原価に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 38,905百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する事項)

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、たな卸資産評価損58百万円が売上原価に含まれております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	46,783千株	一千株	一千株	46,783千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成25年6月27日開催の第79回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	459百万円
・1株当たり配当額	10円
・基準日	平成25年3月31日
・効力発生日	平成25年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成26年6月26日開催予定の第80回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	597百万円
・1株当たり配当額	13円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の必要な資金の大部分を自己資金にて充当しており、一時的な余裕資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券並びに業務上の関係を有する企業の株式、その他有価証券であり、市場価格を有するものは、その変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、債務の一部に対し相場に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計処理基準に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、各営業部門及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、国債、地方債及びコマーシャルペーパーを中心として、有価証券運用管理規程に従い運用しております。

デリバティブ取引については、実需の営業債務に係る先物為替予約取引に限定しているため、信用リスクはないものと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた運用ガイドラインに従い、担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。なお、連結子会社にデリバティブ取引はありません。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,423	8,423	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,451	22,451	—
(3) 電子記録債権	586	586	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	7,294	7,294	—
資産計	38,755	38,755	—
(1) 買掛金	12,886	12,886	—
(2) 電子記録債務	121	121	—
(3) 未払金	3,847	3,847	—
負債計	16,855	16,855	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、金銭信託及びコーポレートペーパーは短期間で償還されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	593

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,423	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,451	—	—	—
電子記録債権	586	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	2,998	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券(社債)	—	—	—	—
(2) その他	1,000	—	—	—
合計	35,459	—	—	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

金額的な重要性に乏しいため記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	943円54銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	55円85銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は22百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	45,978	流 動 負 債	18,089
現 金 及 び 預 金	6,681	買 掛 金	12,274
受 取 手 形	5,648	リ ー ス 債 務	40
電 子 記 録 債 権	586	未 払 金	3,717
売 掛 金	15,954	未 払 費 用	456
有 価 証 券	3,997	未 払 法 人 税 等	963
製 品	4,461	未 払 消 費 税 等	81
仕 掛 品	1,635	預 り 金	43
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,671	賞 与 引 当 金	509
前 払 費 用	143	そ の 他	2
繰 延 税 金 資 産	310		
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	421		
未 収 入 金	2,452		
そ の 他	15		
貸 倒 引 当 金	△2		
固 定 資 産	15,352	固 定 負 債	2,307
有 形 固 定 資 産	7,937	リ ー ス 債 務	10
建 物	3,121	繰 延 税 金 負 債	333
構 築 物	310	退 職 給 付 引 当 金	1,738
機 械 及 び 装 置	1,110	環 境 対 策 引 当 金	42
車 両 運 搬 具	29	資 産 除 去 債 務	5
工 具、器 具 及 び 備 品	140	長 期 預 り 保 証 金	107
土 地	3,071	長 期 未 払 金	67
リ ー ス 資 産	48	負 債 合 計	20,396
建 設 仮 勘 定	105	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	255	株 主 資 本	39,802
借 地 権	15	資 本 金	3,285
ソ フ ト ウ ェ ア	237	資 本 剰 余 金	1,357
そ の 他	2	資 本 準 備 金	1,357
投 資 其 他 の 資 産	7,159	利 益 剰 余 金	35,316
投 資 有 価 証 券	3,414	利 益 準 備 金	256
関 係 会 社 株 式	965	そ の 他 利 益 剰 余 金	35,060
出 資 金	6	別 途 積 立 金	31,400
関 係 会 社 出 資 金	873	特 別 償 却 準 備 金	92
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	247	繰 越 利 益 剰 余 金	3,568
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	87	自 己 株 式	△157
長 期 前 払 費 用	73		
長 期 預 金	1,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,132
そ の 他	510	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,132
貸 倒 引 当 金	△19	純 資 産 合 計	40,934
資 産 合 計	61,331	負 債 純 資 産 合 計	61,331

損 益 計 算 書

（自 平成25年 4月 1日）
（至 平成26年 3月 31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		63,641
売 上 原 価	47,214	
売 上 総 利 益		16,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,183	
営 業 利 益		3,243
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	49	
受 取 配 当 金	82	
受 取 賃 貸 料	9	
仕 入 割 引	61	
為 替 差 益	63	
雑 収 入	76	342
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	121	
雑 損 失	65	187
経 常 利 益		3,398
特 別 利 益		
特 別 利 益		
特 別 利 益	3	3
特 別 損 失		
特 別 損 失	7	
特 別 損 失	31	39
税 引 前 当 期 純 利 益		3,363
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,221	
法 人 税 等 調 整 額	74	1,296
当 期 純 利 益		2,067

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
平成25年4月1日 期首残高	3,285	1,357	256	31,400	—	2,052	33,709
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△459	△459
当期純利益						2,067	2,067
特別償却準備金の積立					92	△92	
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	92	1,515	1,607
平成26年3月31日 期末残高	3,285	1,357	256	31,400	92	3,568	35,316

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
平成25年4月1日 期首残高	△157	38,194	1,137	39,332
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△459		△459
当期純利益		2,067		2,067
特別償却準備金の積立				
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)			△5	△5
事業年度中の変動額合計	△0	1,607	△5	1,602
平成26年3月31日 期末残高	△157	39,802	1,132	40,934

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、仕掛品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ③ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く） 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 均等償却しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB処理費用等の支出に備えるため、今後発生することとなる支出見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務

③ ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において電子記録債権は流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました。今後、電子記録債権の増加が見込まれることから、実態をより適切に表示するため、当事業年度より独立掲記しております。

前事業年度において賃貸用不動産は投資その他の資産の「投資不動産」として表示しておりました。今後、不動産賃貸に係る収入の増加が見込まれることから、実態をより適切に表示するため、当事業年度より、有形固定資産の「建物」、「構築物」、「工具、器具及び備品」、「土地」、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度まで賃貸用不動産に係る受取賃貸料は営業外収益の「受取賃貸料」に、賃貸収入原価は営業外費用の「賃貸収入原価」に含めて表示しておりました。今後、不動産賃貸に係る収入の増加が見込まれることから、実態をより適切に表示するため、当事業年度より、それぞれ売上高、売上原価に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	34,493百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	844百万円
長期金銭債権	247百万円
短期金銭債務	1,422百万円
(3) 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務	
長期金銭債務	67百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	0百万円
材料有償支給高	2,087百万円
営業費用	10,916百万円
営業取引以外の取引高	18百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	835千株	0千株	一千株	836千株

(注) 自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	181百万円
たな卸資産評価損	9百万円
未払事業税	68百万円
賞与引当金の法定福利費	24百万円
その他	25百万円
計	310百万円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	165百万円
減損損失	6百万円
その他	5百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	△177百万円
計	一百万円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	459百万円
資産除去債務	0百万円
特別償却準備金	50百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	△177百万円
計	333百万円

繰延税金負債の純額

23百万円

一時差異等のうち税効果を適用しなかったもの	
関係会社株式評価損	1,458百万円
退職給付引当金	453百万円
投資有価証券評価損	180百万円
その他	193百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は19百万円増加し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	890円90銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	44円99銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月 7日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉形 圭 右[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉形 圭 右[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各事業所及び各営業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 26 年 5 月 8 日

永大産業株式会社 監査役会

常勤監査役	三	上	恵	司	印
常勤監査役	土	居	幸	男	印
社外監査役	今	村	祐	嗣	印
社外監査役	櫻	田	典	子	印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績を勘案し、増配することといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社株式1株につき金13円（前期と比べ3円増配）
配当総額 597,315,797円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社と社外取締役との間で責任限定契約の締結を可能にするための規定を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第31条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>（新 設）</p> <p>第33条～第48条（条文省略）</p>	<p>第1条～第31条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第32条 （現行どおり）</p> <p><u>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第33条～第48条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化・充実を図るため、社外取締役2名を含めた取締役4名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よし かわ やす なが 吉 川 康 長 (昭和18年5月25日生)	昭和43年3月 当社入社 平成9年4月 当社東京特販営業部長 平成9年6月 当社取締役東京特販営業部長 平成10年4月 当社取締役営業本部副本部長 平成12年4月 当社常務取締役営業本部長 平成14年6月 当社常務取締役事業本部長 平成15年6月 当社代表取締役社長兼事業本部長 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役執行役員社長 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成25年6月 当社取締役相談役（現任）	105,000株
2	だい どう まき ひと 大 道 正 人 (昭和26年4月5日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 当社事業本部建材事業部長 平成15年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長 平成16年6月 当社取締役事業本部建材事業部長 平成19年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員事業本部建材事業部長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長 平成23年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長 平成24年6月 当社代表取締役執行役員社長（現任）	63,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	木村康博 (昭和25年1月21日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 当社事業本部内装システム事業部長 平成15年6月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長 平成16年6月 当社取締役事業本部内装システム事業部長 平成19年6月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員事業本部内装システム事業部長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員事業本部副本部長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員事業部長 平成24年6月 当社取締役専務執行役員事業部長 (現任)	63,000株
4	熊沢衛司 (昭和28年6月26日生)	昭和51年4月 ㈱大和銀行 (現㈱りそな銀行) 入行 平成15年6月 同行堂島支店長 平成16年10月 当社総務部長兼法務コンプライアンス室長 平成18年6月 当社執行役員総務部長兼法務コンプライアンス室長 平成19年6月 当社取締役執行役員総務部長兼法務コンプライアンス室長 平成21年7月 当社取締役執行役員総務部長 平成22年4月 当社取締役執行役員総務部長兼人事部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員総務部長兼人事部長 (現任)	61,000株
5	枝園統博 (昭和37年3月1日生)	昭和59年3月 当社入社 平成16年4月 当社営業本部東京特販営業部長 平成21年4月 当社事業本部建材事業部長兼資材部長 平成22年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長 平成23年4月 当社上席執行役員事業本部建材事業部長 平成23年6月 当社取締役上席執行役員事業本部建材事業部長 平成24年4月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長 平成24年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長 (現任)	16,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	うえむらまさひと 植村正人 (昭和31年11月12日生)	昭和54年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 平成16年10月 同行東久留米支店長 平成19年10月 当社経営企画部長 平成22年6月 当社執行役員経営企画部長兼法務コンプライアンス室長 平成22年10月 当社執行役員経営企画部長 平成23年4月 当社上席執行役員経営企画部長 平成23年6月 当社取締役上席執行役員経営企画部長(現任)	34,000株
7	※ たべただみつ 田部忠光 (昭和39年4月25日生)	昭和62年3月 当社入社 平成21年4月 当社事業本部内装システム事業部長 平成25年6月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長(現任)	3,000株
8	※ いし い なお き 石井直樹 (昭和39年9月13日生)	昭和62年3月 当社入社 平成21年4月 当社営業本部東京特販営業部長 平成24年4月 当社事業本部建材事業部長 平成25年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長(現任)	3,000株
9	※ たま き やす ひと 玉生靖人 (昭和13年10月4日生)	昭和39年4月 弁護士登録 昭和39年4月 御堂筋法律事務所(昭和46年仁藤・菅生・米原法律事務所を改称) パートナー 平成13年6月 ローム株式会社社外監査役(現任) 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員(現任)	0株
10	※ はやし みつ ゆき 林光行 (昭和23年6月28日生)	昭和48年11月 監査法人榮光会計事務所(現新日本有限責任監査法人) 入所 昭和53年8月 公認会計士・税理士 林光行事務所 所長(現任) 平成12年1月 大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所 民事調停委員就任(現任) 平成21年10月 京都地方裁判所 専門委員就任(現任) 平成23年1月 監査法人彌榮会計社設立 代表社員(現任) 平成25年12月 日本セイフティー株式会社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 新任候補者のうち、玉生靖人氏及び林光行氏は、社外取締役候補者であり、両氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。

(1) 玉生靖人氏

法曹界における豊富な経験と見識を当社の経営に反映していただけるものと期待し、当社のガバナンス機能の強化を図るため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 林 光行氏

公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識を当社の経営に反映していただけるものと期待し、当社のガバナンス機能の強化を図るため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 玉生靖人氏及び林光行氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、第2号議案の承認可決を条件として、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 玉生靖人氏及び林光行氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役三上恵司及び今村祐嗣の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	三上恵司 (昭和27年1月2日生)	昭和45年3月 当社入社 平成18年7月 当社内部監査室長 平成22年6月 当社常勤監査役就任(現任)	23,000株
2	今村祐嗣 (昭和22年1月7日生)	平成10年4月 国立大学法人京都大学木質科学研究所木質材料機能部門 教授 平成16年4月 同 生存圏研究所居住圏環境共生分野 教授 平成18年6月 当社社外監査役(現任) 平成19年5月 公益社団法人日本木材保存協会会長(現任) 平成20年4月 国立大学法人京大学生存圏研究所副所長 平成22年4月 国立大学法人京都大学名誉教授(現任) 平成24年4月 一般財団法人建築研究協会 理事(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者今村祐嗣氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び責任限定契約について
- (1) 選任理由

今村祐嗣氏は、平成18年6月から当社の社外監査役を勤められ、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。この間、当社事業に関係の深い木材分野の専門家として、業務執行面の監査において有効な助言をいただいております。また、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授を長年勤められ、幅広い見識を有することから、社外監査役の職務を適正に遂行できる人材であると判断しております。

(2) 社外監査役候補者としての独立性

同氏は、当社の大株主や主要な取引先の関係者ではないため、独立した立場から経営監視を行うことが可能です。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し同取引所に届け出ております。

(3) 社外監査役との責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第423号第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項及び当社定款第40条第2項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。なお同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成23年6月29日開催の当社第77回定時株主総会において、旧プランに一部修正を行った当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認をいただきました。この現プランの有効期間は平成26年6月開催予定の当社第80回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとされているため、現プランは、本定時株主総会の終結の時をもって満了することになります。

当社は現プランの満了を迎えるにあたり、その更新の是非及び内容変更の要否について検討してまいりました。かかる検討の結果、平成26年5月19日開催の取締役会において、現プランにおける諮問機関である独立委員会による勧告を尊重し、現プランを更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、本プランへの更新につき、ご承認をお願いするものであります。また、ご承認いただいた場合の本プランの有効期間は平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。なお、本プランへの更新に伴う現プランからの実質的変更点はありません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組について

(1) 企業価値の源泉について

当社は昭和21年7月に合板の製造・販売を目的として事業を開始し、現在では「住宅資材事業」、「木質ボード事業」及び「その他事業」の3事業を展開しております。当社の製品は主に一般住宅の内装部材として多岐にわたって使用されており、快適な住環境作りに貢献する製品の提供に努力を続けております。また、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業展開によって、市場のニーズをいち早く製品に取り込むとともに、きめ細かいサービスをご提供することで、お客様から高い信頼をいただいております。

当社グループは「木を活かし、よりよい暮らしを」を基本理念とし、地球、社会、人との共生を通じて環境保全に取り組んでおります。サステナブルな木材資源の利用や廃木材も製品の原材料として利用するなど、木材資源を循環させることによって環境への負荷を低減し、循環型社会の形成に寄与してまいりました。

さらに、環境改善に貢献する新たな取組として、アスベストの処理薬剤を開発し、環境測定から処理工事まで安全に一貫して対応できる体制を整えました。このアスベスト処理事業を拡充していくことで、なお一層社会に貢献してまいる所存です。

こうした取組の中で培われてきた以下の点が、当社グループにおける企業価値の源泉であると考えております。

① 循環型社会に貢献できる事業活動

当社グループは、再生可能な天然資源である木を主原料に、住宅資材及び木質ボードの製造、販売を行っております。

この貴重な天然資源である木の有効利用を図ることが最も重要であると認識し、「持続可能な森林の木を使う」「木を無駄なく使う」「木を循環させて使う」という3つの循環の輪に沿って事業を展開しております。さらに、原料とする木については、森林認証材や間伐材、適切に管理された植林木等を使用しております。

また、国内最大級のパーティクルボードメーカーとして、木質製品の生産工程で生じる端材や廃木材も再生利用し、マテリアルリサイクルに力を入れております。

こうした取組を継続的に行うことによって、森林環境の保護や二酸化炭素の排出規制といった地球環境の保全に寄与するとともに、循環型社会の形成に貢献できる事業

活動を行っております。

② 市場ニーズに合った製品開発力

当社グループには、長年にわたって培ってきた木質加工技術、ステンレス加工技術があります。これらの技術を最大限に活かすことで、顧客ニーズや市場動向にマッチしたマーケット・インの発想に基づく製品の開発に取り組んでおります。

研究開発体制は、基礎研究・応用研究を担当する総合研究所、具体的な新製品開発を担当する事業部傘下の開発室並びに新製品の生産技術を担当する各工場の開発室で構成されております。総合研究所においては、新基材や木質ボードの研究に加え、加工技術や化粧技術、さらには環境対応技術の研究など、中長期にわたるテーマに継続して取り組んでおります。

製品に関しては、施工中や使用中に生じた不具合等のクレーム情報を社内ネットワークにて一元管理し、不具合に関する課題を製造部門と販売部門が共有することで、品質の改良と顧客ニーズの発掘に活かしております。

今後の成長市場への取組として、進行する超高齢社会に対応するため、シニアマーケット向け製品群を「セーフケアプラス」としてブランド化しました。一般住宅からサービス付き高齢者向け住宅、シニア施設に至るまで幅広くカバーできる高品質な製品の品揃えに一層注力してまいります。

③ 顧客ニーズにマッチした販売体制

お客様のさまざまなご要望にきめ細かくスピーディーにおこたえするために、自動積算システムやWEBプランニングシステム、さらには自動作図システムなどの効果的な支援システムを整備しております。

ショールームを全国の主要都市に設置し、豊富な知識を持つ専門アドバイザーが常駐して、お客様のご相談に応じています。また、実際の住空間をイメージしていただけるように各製品を空間展示し、製品を直接見て触ってその機能を確認していただくなど、お客様に納得いただける住まいづくりをサポートしております。

また、お客様相談センターを本社内に設置し、お客様からの製品説明、施工説明、ご使用方法、メンテナンス、苦情等のあらゆるお問い合わせにスピーディーにおこたえしております。さらに、お問い合わせ内容や要望、苦情等は貴重な情報として調査・分析し、顧客満足度を高めるための改善・改良に活用しております。

④ 海外への事業展開

ベトナムに設立した子会社のEidai Vietnam Co.,Ltd. (以下「永大ベトナム」といいます。)は、ムクフローリングやシートフローリングの生産を軌道に乗せ、コスト面の強みを活かした生産品目の拡大に取り組んでおります。

ASEAN諸国は今後の成長が期待される魅力的な市場であり、その中央に位置するベトナムに生産拠点を有していることは、今後の海外販売体制を構築するうえで、大きな優位点となります。

⑤ 健全な財務体質

当社グループはこれまでの蓄積によって、今後の事業展開に伴う様々な資金需要にも即応できる強固な財務体質を築いております。コストダウンと徹底した諸経費の削減に継続的に取り組むことで、筋肉質で強固な企業体質づくりを進めております。

新製品開発、コストダウン及び製品の増産等に必要の設備投資は、すべて自己資金で賄っているため、当社独自の判断で素早い対応が可能です。

(2) 企業価値及び株主共同の利益向上に向けた施策

住宅関連事業を取り巻く環境も急速に変化しております。当社グループでは、これら企業価値の源泉を最大限に活用しながら、環境の変化に迅速・機敏に対応しております。さらに、一步進んで変化を先取りする構造改革・成長戦略を中長期的ビジョンとした「経営三ヵ年計画」を策定し、新たな企業価値の創造と株主共同の利益向上に向けた施策に、継続して取り組んでおります。

主な取組内容は以下のとおりです。

① 業容拡大について

当社が強みとする「木質加工」と「ステンレス加工」の技術を活かした事業の展開を一層進め、独自性のある製品を市場に投入してまいります。また、コスト面でのリーダーシップを勝ち取り、製品・サービスの差別化を推進することにより、市場シェアの拡大を目指します。さらに、地域の特性や人口動態、住まい方等の変化を常に把握し、当社が優位性を発揮できる需要を取り込んでまいります。

具体的には、今後の成長市場であるシニアマーケットの需要を取り込むために、サービス付き高齢者向け住宅やシニア施設向けの製品開発、顧客への提案活動を強化します。また、住宅ストック需要に対応する商品政策や営業体制の強化を図り、リフォーム市場や中古住宅流通市場等のシェア拡大に注力します。

② 販売力・生産力の強化について

当社の主力製品である複合フローリング、室内ドアやクロゼット等の売上高拡大を図るために、一棟一括受注を重点施策とした効率的な販売を推進しております。さらに、高付加価値製品の開発を強化し、スピーディーに市場投入することによって、収益性の向上を図ります。また、今後の海外販売に向けた本格的なマーケティングに取り組み、永大ベトナムを拠点とした販売体制を構築します。

一方、生産性の向上と増産のための設備投資を積極的に行い、高品質の製品を短納期で生産、出荷できる体制を拡充し、市場シェアの拡大と利益の最大化を目指します。中でも、永大ベトナムでの生産品目・生産量の拡大に全社を挙げて取り組みます。また、徹底したコストダウンと諸経費の削減に取り組み、企業体質をさらに強化いたします。

③ 人材育成について

急速な環境の変化に機敏に対応し、さらに変化を先読みした戦略的経営を推進していくためには、人材のパワーアップ・活性化が欠かせません。

若手社員の創造力や問題解決力を高め、さらにグローバル感覚を涵養して次世代リーダーを育成していくとともに、管理職のマネジメント能力、リーダーシップを一層強化していくために、様々な能力開発を体系的に実施しております。

当社グループでは、今後も人材育成・人材開発を最重要課題と位置づけ、教育・研修制度の充実に継続して取り組んでまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営の基本的課題であると認識し、その実現のために、経営監視機能の強化、企業倫理の確立、リスクマネジメント体制の構築、アカウンタビリティの充実、そして経営効率の向上に取り組んでおります。

当社では、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制を構築するため、主に以下のような取組を行なっております。

①取締役会

事業内容に精通している少人数の社内取締役で構成し、かつ取締役の任期を1年とすることで、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制としております。さらに今年、本定時株主総会において新たに社外取締役2名の選任議案を上程し、経営の客観性、透明性をより一層高めることを目指しております。

②監査役会

社外監査役2名を含む4名で監査役会を構成し、各監査役は取締役会に出席して会社の運営状況や各取締役の業務執行状況を聴き、必要に応じて意見を述べるなどの活動を行っており、監視・監督が十分に機能する体制となっております。

また、監査役と内部監査室は、監査方針や監査計画などについての事前協議を行い、緊密な連携を図っております。監査役は内部監査室が実施した内部監査の報告書を開覧し、その内容について意見交換を行い、問題点の共有化を図っております。さらに

会計監査人とは、監査方針や会計監査人による監査結果についての往査報告の閲覧など、緊密な連携を図りながら、監査の強化に努めております。

③独立役員確保の状況

当社では、平成22年3月に社外監査役のうち1名を独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。上記①の役員選任議案が承認された場合、社外取締役2名はともに本定時株主総会后に独立役員に指定し届け出る予定です。

④コンプライアンス

当社では「永大産業企業行動憲章」を制定し、コンプライアンスに対する考え方や基本姿勢を社内外に宣言しています。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、顧問弁護士も委員に含めて、具体的な実践計画などの重要事項の協議を行い、毎期の活動方針を決定しております。

⑤反社会的勢力排除

当社では反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、不当・不法な要求に屈することなく、一切の関係を遮断する取組を実践しております。新規取引を行う前には、相手先が反社会的勢力に該当しないかの確認を行うことを不可欠の条件とするほか、取引基本契約書にも暴力団排除条項を入れております。また、取引を行っている相手先が反社会的勢力に該当していないかを定期的に確認しております。

3. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することが、引き続き必要であると結論に至り、旧プランを一部改定の上、更新することを決定いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。

す。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランにおける独立委員会の委員は、別紙2に記載のとおりです。

また、平成26年3月31日現在における当社大株主の状況は、当連結会計年度の事業報告9頁「会社の株式に関する事項」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定める手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²及びその共同保有者³の株式等保有割合⁴が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁵について、公開買付け⁶に係る株式等の株式等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁹その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹⁰（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹¹、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められるため、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙3に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当す

るものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i)に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、⑥記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有しております。さらに本プランは、㈱東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること
本プランは、上記3．に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記4．(3)に記載したとおり、本総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として引き続き独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4．(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランへの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその更新時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになる

ため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以上

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とされる者を含みます。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 9 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 10 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 11 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更

(4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

今村 祐嗣（いまむら ゆうじ）

昭和22年1月7日生まれ

平成10年4月 国立大学法人京都大学木質科学研究所木質材料機能部門 教授

平成16年4月 同 生存圏研究所居住圏環境共生分野 教授

平成18年6月 当社社外監査役（現任）

平成19年5月 公益財団法人日本木材保存協会会長（現任）

平成20年4月 国立大学法人京都大学生存圏研究所副所長

平成22年3月 当社独立役員（現任）

平成22年4月 国立大学法人京都大学名誉教授（現任）

平成24年4月 一般財団法人建築研究協会 理事（現任）

玉生 靖人（たまき やすひと）

昭和13年10月4日生まれ

昭和39年4月 弁護士登録

昭和39年4月 御堂筋法律事務所（昭和46年仁藤・菅生・米原法律事務所を改称）
パートナー

平成13年6月 ローム株式会社社外監査役（現任）

平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員（現任）

林 光行（はやし みつゆき）

昭和23年6月28日生まれ

昭和48年11月 監査法人榮光会計事務所（現新日本有限責任監査法人）入所

昭和53年8月 公認会計士・税理士 林光行事務所 所長（現任）

平成12年1月 大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所 民事調停委員就任（現任）

平成21年10月 京都地方裁判所 専門委員就任（現任）

平成23年1月 監査法人彌榮会計社設立 代表社員（現任）

平成25年12月 日本セイフティー株式会社社外監査役（現任）

当社は、今村祐嗣氏を一般株主と実質的に利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。また、本定時株主総会において玉生靖人氏及び林光行氏を当社社外取締役とする選任議案が承認された場合、当社は両氏を独立役員として届け出る予定です。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

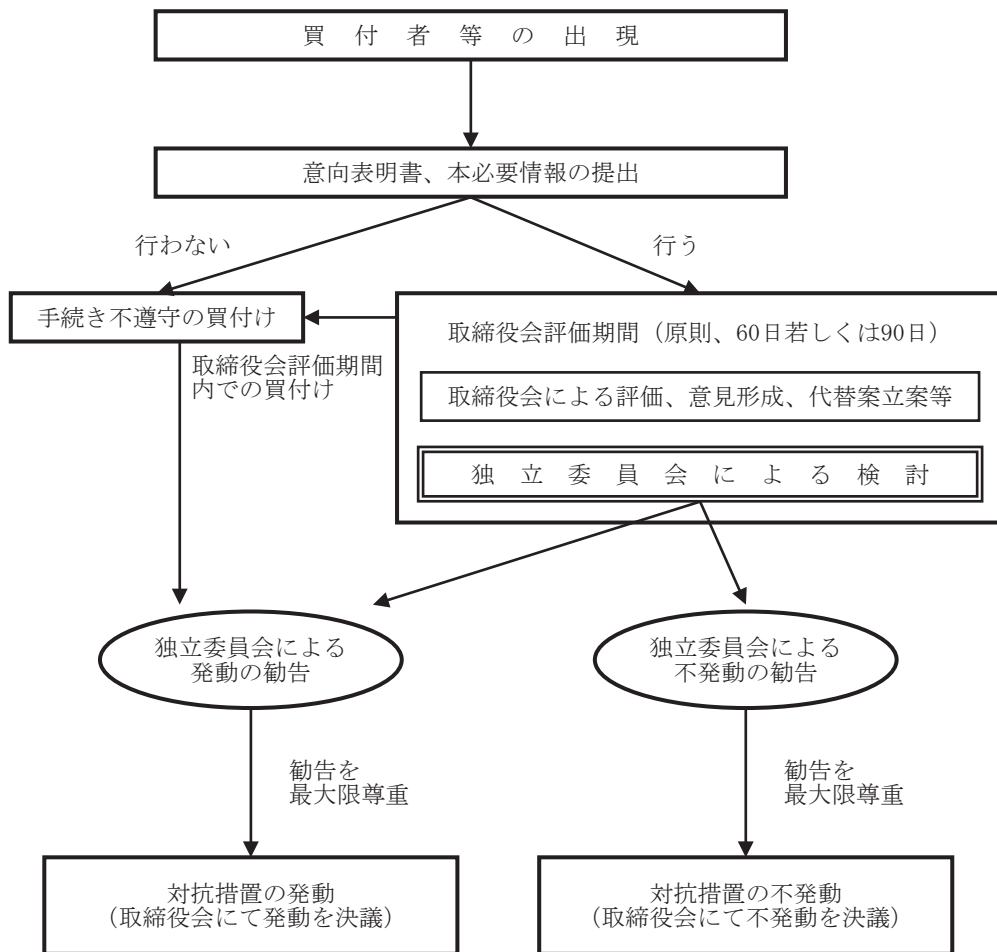
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

- 2 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 3 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

本プランの手続きに関するフロー図

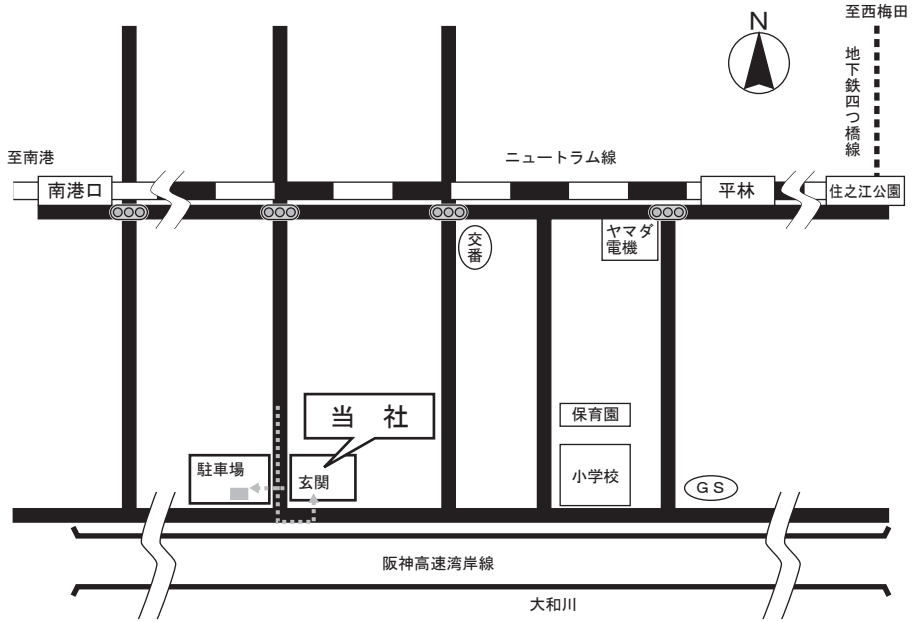


※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

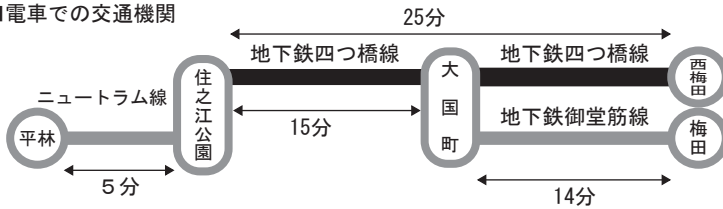
以上

株主総会会場ご案内図

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル



■ 電車での交通機関



平林駅より徒歩15分